

議会運営委員会会議録

令和5年11月30日（木）

（開 会） 9：30

（閉 会） 9：51

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議席の指定（補欠選挙当選議員）について
- 2 常任委員会委員の選任について
- 3 特別委員会委員の選任について
 - （1）議員定数のあり方に関する調査特別委員会委員
- 4 陳情の取り扱いについて
 - （1）陳情第14号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「議席の指定（補欠選挙当選議員）について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

去る11月12日に執行されました市議会議員補欠選挙で当選されました議員の議席を指定するものでございます。

現在空席になっております24番席に、石川議員を指定していただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議席の指定（補欠選挙当選議員）について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「常任委員会委員の選任」及び「特別委員会委員の選任」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

上野前議員及び守光前議員の議員辞職に伴い、総務委員会委員及び協働環境委員会委員がそれぞれ1名の欠員となっておりますが、先に開催されました代表者会議におきまして、協働環境委員会委員に石川議員を選任することで、調整がなされております。

また、議員定数のあり方に関する調査特別委員会につきましては、議員全員で構成することとしておりますことから、石川議員を委員に選任する必要がございます。本日の本会議において、そのように決定していただいております。

なお、常任委員会委員及び特別委員会委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することとなっておりますので、本会議において、議長より石川議員を指名していただいております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

石川議員の協働環境委員会委員の選任についてなんですけれども、ご本人の希望と合致しているかという問題意識なんですけど、代表者会議で確認したというわけなんですけど、その代表者会議はいつのことですか。

○議会事務局次長

おとといですね。11月28日の特別委員会終了後に開催した代表者会議で調整がなされております。なお、石川議員の希望を踏まえて協働環境委員会ということで調整がなされております。

○川上委員

その段階では、石川議員は会派に入っておられたんですか。

○議会事務局次長

その時点では会派には所属しておられませんでした。

○川上委員

ということは、無所属の議員の常任委員会選任について、会派代表者会議で諮ったということなんですね。

○議会事務局次長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、石川議員の希望、意向については、どなたが代表者会議に反映させたのでしょうか。

○委員長

それにつきましては、飯塚みらい会に金子議員が所属されておまして、金子議員が石川さんの意向を聞いて、私、代表でしたので、小幡に伝えました。小幡が代表者会議でその意向を皆さんに伝えたということです。

○川上委員

違和感がありますね。無所属の議員の常任委員会の選任について、無所属ですから所属してないわけなんですけど、直接かかわりのない会派からね、代表者会議で提案があるというのは違和感があります。私は、本来、議長たる者が無所属議員に意向を聞いて、議長が代表者会議を主催しているわけですから、議長が新たに当選された無所属議員の意向について伝えるというのが筋道ではないかと思うわけですね。所属していない会派の代表者がその意向を伝えるというのは、違和感はないですか。

○委員長

ちょっと待ってください。暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 3 5

再 開 9 : 3 5

委員会を再開いたします。

○議長

その件につきましては、私のほうも、あわせてご本人のほうに確認をしております。双方からもありましたが、それを含めて代表者会議で協議をしたということでもあります。

○川上委員

これは先例になる可能性があります。それで、私は、議長たる者が、その議員の意向を聞いて、代表者会議に諮るということはあり得ることと思うけど、所属もしていない会派の代表がそれを提案するというようになってくるとですね、その場にその方がおられるかどうか分かりませんが、当事者が、いないわけでしょう。傍聴を認めていないわけだから。そうなるってね、今後乱れる危険性がないかと、その先例によれば。だから、そういうやり方は改めたほうがいいのではないかと、やり方についてですよ。所属していない議員の意向を、所属していない会派の代表が代表者会議で述べるという、そういう手法はイレギュラーだと思うけど、やめてもらいたい。

○議長

ちょっと説明しますと、代表者会議への諮り方については、私のほうも事務局のほうに伝えておりましたので、私のほうでそちらに関してはご紹介させていただいております。ですので、小幡代表のほうで提案をしたということではございません。その点、ご了承ください。両方が聞いていて、それについては、飯塚みらい会のほから事務局のほうには伝わっていたと。私のほうも聞いておりますので、私のほうで進行の中でご紹介させていただいております。その点については、誤解がないようお願いいたします。この件については議長のほうできちんとやったということでございます。

○委員長

川上委員、ちょっと私も補足します。議長が石川さんの協働環境委員会への意向を先に伝えました。それに対して本人の意思は確認したのかという話がありましたので、私の所属している会派の金子議員からその意向を、石川さんは協働環境に行きたいという意向は聞いておりますという補足説明をしたという流れでした。

○川上委員

議長はね、私に対してね、誤解しないでくださいというふうに、そういうふうに発言したけど、誤解か何か分からないけど、委員長が議長より前に私が言いましたというふうに明確に言ったわけですよ。誤解の入る余地はないよね。だから、もう一度、明確にしてください、議長のほうから。

○議長

発言のタイミングがずれたので、先に委員長のほうがお話されたんですが、代表者会議の中では、私のほうで石川議員の所属につきましては、発言をさせていただいております。私のほうが、議長として進行の中で、私のほうでご紹介させていただいておりますし、それについては、私が直接、石川議員から確認をしたことをお伝えしたということでございます。

○川上委員

今後のこととして確認してもらいたいんですけど、こういう事例の場合はですね、議長が責任を果たすと。所属していない会派の代表が、この人事案件について提案とかすることはあり得ないということを確認してもらいたいと思います。

○委員長

その件につきましては、後日、議長と調整いたします。川上さんのほうに——（発言する者あり）

○川上委員

議運で確認してもらいたい。個別に説明をすとかいうことではなくて、これは先例破りになるからね。当然の議会のルールと思うんですよ。そういうことを、今後続けるとね、まずいでしょう。

○委員長

調整いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 9:39

再開 9:40

委員会を再開いたします。

○議長

今の分については特段先例ということではありませんが、川上が言われるように無所属議員の意向につきましては、正副議長ないし事務局等が確認することが妥当だと思われま。それについては、そのように今後きちんとやっていきたいと思っておりますので、ご了承ください。

○川上委員

おおむね今の議長の発言は認めるものですが、議長ないし事務局がと言われたところのね、事務局のところを削除してもらいたいと思います。いかがですか。

○委員長

それは、今、議長の答弁に対しての——（発言する者あり）暫時休憩いたします。

休憩 9:41

再開 9:47

委員会を再開いたします。

○議長

今の点につきましては、議長の責任において確認をして作業を進めてまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「常任委員会委員の選任」及び「特別委員会委員の選任」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が1件ございます。

「陳情第14号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」につきましては、そのデータをサイドボックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は12月7日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いたします。（発言する者あり）

○城丸委員

委員については分かりましたけど、県央の議会と消防議会も欠員なんですよ。それはどんなふうになるんでしょう。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 9 : 4 9

再 開 9 : 5 1

委員会を再開いたします。

再度、繰り返します。次回の委員会は12月7日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。